

令和2年函審第11号

裁 決
漁船A転覆事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官永本和寿出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年4月23日06時05分

北海道稚内港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 0.9トン

登 録 長 6.39メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

漁船法馬力数 60キロワット

3 事実の経過

(1) 稚内港の状況

稚内港は、北海道北部の宗谷湾西部に位置し、野寒布岬から声間崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた港で、南部に北、東及び南各防波堤に囲まれた本港地区があり、その東側にはまなす地区が隣接し、同地区の海岸（以下「はまなす海岸」という。）沖合は、距岸約100メートルで水深がおおむね1メートルとなり、同湾に進入した波浪がはまなす海岸に近づくにつれて高起し、磯波が発生しやすい海域であった。

(2) 受審人の経歴等

(省略)

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、発航時の海面から舷縁までの垂直高さが、それぞれ船首部約1.0メートル、船体中央部及び船尾部約0.5メートルのたこかご漁業に従事する和船型FRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和2年4月23日04時40分稚内港の係留地を発し、はまなす海岸沖合の漁場に向かった。

ところで、a受審人が行うたこかご漁は、はまなす海岸沖合約350メートルの水深約3メートルのところに東西約1,300メートルにわたって40個の、同海岸沖合約100メートルの水深約1メートルのところに東西約800メートルにわたって20個のたこかごをそれぞれ仕掛けておくもので、漁期を4月上旬から6月下旬までとしていた。

また、a受審人は、前日に携帯電話で気象情報を入手し、北海道稚内市の強風注意報及び波浪注意報の発表状況まで確かめていな

かったものの、当日、午前中から北風が強くなるとの情報を得ていたことから、波が高くなる前にたこかごを揚収することとし、平素より早い時刻に出航したものであった。

a 受審人は、稚内市に強風及び波浪の各注意報が発表された状況下、04時50分前示漁場に到着してはまなす海岸沖合約350メートルのところに仕掛けたたこかご25個を揚収し、05時20分同漁場を発進して帰途に就き、前示係留地で水揚げした後05時40分同係留地を発し、再びはまなす海岸沖合の漁場に向かった。

a 受審人は、北風が吹き、北方から波高1メートルないし1.5メートルの波浪が押し寄せる中、05時50分はまなす海岸沖合約350メートルの漁場に着き、たこかご10個を揚収し、06時04分少し前稚内港東防波堤東灯台（以下「稚内東灯台」という。）から123度（真方位、以下同じ。）1.01海里の地点で、はまなす海岸沖合約100メートルのところに仕掛けたたこかごの揚収に向かうこととし、右舷船尾に腰を掛け、船外機を操作して針路を195度に定め、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a 受審人は、北風が増勢し、磯波が発生しやすい状況であることを認めたが、この程度の波高であれば転覆するほど高起することはないものと思い、直ちに帰航しなかった。

a 受審人は、前示たこかごに向かって続航し、06時05分僅か前右舷船尾に高起した波高2メートルを超える磯波を受け、06時05分稚内東灯台から127.5度1.05海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、瞬時に左舷側に転覆した。

当時、天候は曇りで風力4の北風が吹き、潮候は下げ潮の中央期

にあたり、視界は良好で、付近には北方から波高約2メートルの波浪があり、稚内市には強風及び波浪の各注意報が発表されていた。

転覆の結果、はまなす海岸に打ち寄せられ、船尾外板に擦過傷及び船外機に濡損を生じたものの、のち船尾外板は修理され、船外機は換装された。また、a受審人は、船底に上がって同海岸にたどり着いた。

(原因及び受審人の行為)

本件転覆は、稚内港において、稚内市に強風及び波浪の各注意報が発表された状況下、漁場に向けて航行中、北風が増勢し、磯波が発生しやすい状況であった際、直ちに帰航することなく、右舷船尾に高起した磯波を受けたことによって発生したものである。

a受審人は、稚内港において、稚内市に強風及び波浪の各注意報が発表された状況下、北方から波高1メートルないし1.5メートルの波浪が押し寄せる中、漁場に向けて航行中、北風が増勢し、磯波が発生しやすい状況であることを認めた場合、同波を受けることのないよう、直ちに帰航すべき注意義務があった。ところが、同人は、この程度の波高であれば転覆するほど高起することはないものと思い、直ちに帰航しなかった職務上の過失により、右舷船尾に高起した磯波を受けて瞬時に左舷側に転覆する事態を招き、船体及び船外機に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年5月26日

函館地方海難審判所

審判官 植松 正